

様

太宰府市長 井上 保廣



情報非公開決定通知書

平成 27 年 2 月 13 日付けで請求のありました情報の公開については、太宰府市情報公開条例第 7 条及び同施行規則第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり非公開とすることに決定したので通知します。

公開請求に係る 情報の内容	①さいふまいの道沿道環境整備工事に係る、予定価格の公開 ②建築工事において類似案件の規則を作成し、それに基づいて予定価格を公開する、しないとしているのであれば、その規則を公開してください。また類似案件の条件とはどのようなものか、公開してください。
情報を公開 しない理由	①■太宰府市情報公開条例第 10 条第 5 号に該当 (理由) 事後の入札において予定価格を類推されるおそれがあるため、公開できません。 さいふまいの道沿道環境整備工事の落札金額は、7,020 万円でしたが、7,000 万円程度の建築一式工事の入札は本市において、たびたび実施しています。 ②■公開請求に係る情報が不存在
所管課	総務部 管財課 契約係 (電話 092-921-2121 内線 590)

(教示)

- この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、[太宰府市長] に対して異議申立てをすることができます。
- この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、太宰府市を被告として（訴訟において太宰府市を代表するものは、実施機関となります。）、提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。
ただし、異議申立てをした場合の決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。